

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第103期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)を平成19年6月22日関東財務局長に提出。

(2) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書(新株予約権の発行)を平成19年8月7日関東財務局長に提出。

(3) 臨時報告書の訂正報告書

平成19年8月7日提出の臨時報告書の訂正報告書を平成19年8月23日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券報告書の訂正報告書

平成16年6月28日提出の第100期有価証券報告書の訂正報告書を平成19年8月23日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書

平成17年6月27日提出の第101期有価証券報告書の訂正報告書を平成19年8月23日関東財務局長に提出。

(6) 有価証券報告書の訂正報告書

平成18年6月27日提出の第102期有価証券報告書の訂正報告書を平成19年8月23日関東財務局長に提出。

(7) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年6月22日提出の第103期有価証券報告書の訂正報告書を平成19年8月23日関東財務局長に提出。

(8) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年6月22日提出の第103期有価証券報告書の訂正報告書を平成19年10月1日関東財務局長に提出。

(9) 半期報告書の訂正報告書

平成18年12月20日提出の第103期中半期報告書の訂正報告書を平成19年10月1日関東財務局長に提出。

(10) 有価証券報告書の訂正報告書

平成19年6月22日提出の第103期有価証券報告書の訂正報告書を平成19年10月26日関東財務局長に提出。

(11) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

平成19年11月13日関東財務局長に提出。

(12) 訂正発行登録書

平成19年6月22日、平成19年8月7日、平成19年8月23日、平成19年8月23日、平成19年8月23日、平成19年8月23日、平成19年8月23日、平成19年10月1日、平成19年10月1日、平成19年10月26日、平成19年12月20日に関東財務局長に提出。